

自己資本の状況

定性的な開示事項

■自己資本調達手段の概要 (第2条第2項第1号、第4条第2項第2号)

当行における自己資本調達手段は、以下の通りです。
自己資本調達手段（平成22年度末）

【単体】

自己資本調達手段	概要
普通株式（171,359千株）	完全議決権株式
劣後特約付借入金 (20,500百万円)	ステップアップ金利特約付 期間10年（期日一括返済） 但し、5年目以降毎に、金融庁の承認を 条件に期限前返済が可能。

【連結】

	自己資本調達手段	概要
佐銀ビジネスサービス株式会社	普通株式（208,000株）	完全議決権株式
佐銀コンピュータサービス株式会社	普通株式（200株）	完全議決権株式
佐銀信用保証株式会社	普通株式（100,000株）	完全議決権株式

自己資本調達手段（平成23年度末）

【単体】

自己資本調達手段	概要
普通株式（171,359千株）	完全議決権株式
劣後特約付借入金 (16,500百万円)	ステップアップ金利特約付 期間10年（期日一括返済） 但し、5年目以降毎に、金融庁の承認を 条件に期限前返済が可能。

【連結】

	自己資本調達手段	概要
佐銀ビジネスサービス株式会社	普通株式（208,000株）	完全議決権株式
佐銀コンピュータサービス株式会社	普通株式（200株）	完全議決権株式
佐銀信用保証株式会社	普通株式（100,000株）	完全議決権株式

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要 (第2条第2項第2号、第4条第2項第3号)

当行では、信用リスク、市場リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）により、オペレーショナルリスクについてはパーゼルⅡの基礎的手法にて定量化し、それぞれのリスクを合算して統合的リスク量とし、統合的リスク量を自己資本と対比することにより、自己資本の充実度の評価を行っております。具体的には、「Tier I + 税引き後のその他有価証券評価差額金」を配賦原資として各リスクに資本配賦を行ない、各リスク量が配賦資本額の範囲以内に収まるようにコントロールしております。

その他、自己資本の充実度に関する評価基準として、次の基準を採用しております。

- ・自己資本比率
- ・Tier I 比率
- ・早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量及び「信用集中リスク」量

■信用リスクに関する事項 (第2条第2項第3号、第4条第2項第4号)

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

(信用リスク管理の基本方針)

当行では、「信用リスク管理規程」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指すとともに、「債務者信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与に係るリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでいます。なお、計測した信用リスク量については、四半期毎に経営会議にて報告をする他、毎年決算毎に信用リスクに関するポートフォリオ分析を行ない、常務会に報告しプライシングや信用リスク管理等に反映させています。

(貸倒引当金の計上基準)

全ての債権は、自己査定償却・引当基準に基づき、担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査し、その査定結果に基づいて引当金を計上します。

一般貸倒引当金については、正常先・要注意先に対し過去の貸倒実績率に基づいて、将来発生が見込まれる損失率を求め、各債権額に予想損失率を乗じた額を貸倒引当金として貸借対照表に計上します。

個別貸倒引当金で、破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等により回収が可能と認められる額を減算し、残額に対し貸倒実績率を乗じて必要額を算出し、貸倒引当金として貸借対照表に計上します。

また、実質破綻先・破綻先については、各個別債務者毎に回収不能額を予想損失額として、貸倒引当金を計上するか、又は直接償却を行いません。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウエイトの判定においては、内部管理との整合を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、次の格付機関等を利用しています。

エクスポージャー区分	外部格付機関等の名称
中央政府・中央銀行向け	ムーディーズのカントリーリスク
外国の公共部門	ムーディーズのカントリーリスク
法人向け	ムーディーズジャパン、日本格付研究所(JCR)、格付投資情報センター(R&I)、スタンダードアンドプアーズ(S&P)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要 (第2条第2項第4号、第4条第2項第5号)

(信用リスク削減手法とは)

当行では、自己資本比率の算出において、告示第八十条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当します。

(方針及び手続き)

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、当行が定める「融資実務要領」及び「担保評価基準」にて、評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する円建て債券を適格金融資産担保として取り扱っております。また、保証については住宅金融支援機構や政府関係機関の保証並びに我が国の地方公共団体の保証が主体となっており、信用度の評価については、全ての政府保証と同様と判定しております。貸出金と自行預金の相殺に当たっては、債務者の担保（総口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

(信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中)

当行では株式を担保とした融資が少額であるため、今期決算において信用リスク削減手法の適格金融資産として株式を使用していません。このため、同一銘柄や同一業種による信用リスクの集中はありません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(第2条第2項第5号、第4条第2項第6号)

当行の派生商品取引及び長期決済期間取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。派生商品取引の信用リスク算出に当たっては、証券国際管理部がカレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出しております。当行全体の信用リスクの状況は四半期毎に経営会議で報告しております。なお、当行では派生商品取引に係る保金や引当の算出は行なっておりません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

(第2条第2項第6号、第4条第2項第7号)

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(当行オリジネーター分)

証券化取引の取組みに当たっては、リスク管理を重要不可欠の事象ととらえ、高度かつ厳格なリスク管理体制の構築に努めております。ただし現状では、当行は、証券化エクスポージャーの保有は行なっておりません。また新規の証券化の予定もございません。

(投資分)

証券化エクスポージャーへの投資は現在実施しておりませんが、証券化エクスポージャーへの投資については、リスク管理を重要不可欠の事象ととらえ、高度かつ厳格なリスク管理体制の構築に努めております。

当行が投資分で保有する場合の証券化エクスポージャーについては、信用リスク並びに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等取引より発生するものと、基本的には異なるものではありません。

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号までに規定する体勢の整備及びその運用状況

当行では、証券化エクスポージャーに取り組むことになれば、所管部署によりその証券化エクスポージャー及び裏付資産についての包括的なリスク及び構造上の特性を把握し、信用リスク管理部門、市場リスク管理部門及びリスク統括部署で評価を行ないます。また、保有後は時価や裏付資産の状況等をリスク統括部署並びに所管部署で継続的かつ適時に把握できる体制の構築に努めています。

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では、信用リスク削減手法として証券化取引は対象としておりません。

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーは保有しておりませんが、今後証券化エクスポージャーを保有した場合の信用リスク・アセット額の算出方法としては「標準的手法」を使用する予定です。

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーは保有しておらず、さらに自己資本比率第十四条又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行なった場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

保有しておりません。

ト 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行なった証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行なった証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

保有しておりません。

チ 証券化取引に関する会計方法

(会計方針)

証券化取引の会計上処理につきましては、金融資産の契約上の権利

に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

(資産売却の認識)

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの判定については、スタンダード&プアーズ、ムーディーズ、日本格付研究所（JCR）、格付投資情報センター（R&I）の適格格付機関4社を使用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行なっていません。

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

当行は「標準的手法」を使用する予定です。

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

当行は期間中証券化取引は一切行なっており、保有残高もございません。

■マーケット・リスクに関する事項

(第2条第2項第7号、第4条第2項第8号)

当行では自己資本比率告示第十四条又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

(第2条第2項第8号、第4条第2項第9号)

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(オペレーショナル・リスク管理態勢)

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員（パートタイマー、派遣社員等を含む）の活動、もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③リーガルリスク、④イベントリスク、⑤レピュテーションリスク、⑥人的リスクの6つのカテゴリーに分けて管理しています。

オペレーショナル・リスクの管理に当たっては、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナルリスク管理規程」を制定した上、経営管理部がオペレーショナル・リスク全体の一元的な把握、管理を実施するとともに「各リスク所管部」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理し、重要な事項については「業務適正化委員会」で審議する体制としています。

(オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続き)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行なっていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク顕在化の未然防止及び顕在化時の影響極小化に努めています。

具体的には、リスクを捕捉し対応策を講じる手段としてオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定によりリスクの制御、移転、回避を行なうなどリスク管理の高度化に取り組んでいます。さらに、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイクルの確立に努めています。

オペレーショナル・リスクの管理は、各オペレーショナル・リスク情報の収集、分析を実施する他、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「リーガルリスク管理規程」、「イベントリスク管理規程」、「レピュテーションリスク管理規程」及び「人的リスク管理規程」を定めて、適切に管理しています。

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、金融庁告示第十九号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しています。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続きの概要 (第2条第2項第9号、第4条第2項第10号)

当行では、「資産・負債の総合管理及び金利・為替・価格変動リスク等市場リスクのコントロールを行なう。能動的に一定の市場リスクを引受け、これを適切に管理する中で業務の円滑な運営を行ない、安定的な収益確保を目指す。」という市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行なっております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスクを検討し、常務会で決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行なっております。信頼水準は99%、保有期間については、処分決定に要する期間等を反映させ、政策投資株式は125日、純投資株式は20日として計測しております。また、それらリスクに対し、自己資本、市場環境、投資方針等を勘案したリスク限度額を設定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行なっております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

■銀行勘定における金利リスクに関する事項 (第2条第2項第10号、第4条第2項第11号)

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(リスク管理の方針)

能動的に一定の市場リスクを引受け、これを適切に管理する中で業務の円滑な運営を行ない、安定的な収益確保を目指すことを基本方針としております。具体的には、ALM（Asset Liability Management）の一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しております。

(手続きの概要)

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとの常務会において、自己資本、市場環境、投資方針等を勘案したリスク限度額を設定し、その限度額に基づき各業務別のリスク限度額とロスカットルール（評価損、損失額の限度）を決定しております。担当部署は、これらのリスクリミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行なっております。

このように市場取引の多様化・複雑化や時価会計に適切に対応するとともに、新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）のアウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対処するため、バンキング勘定全体の金利リスクについてもリスク限度額を設定し、リスク量がリスク限度額の範囲以内に収まるように厳格なリスク管理を行なっております。

ロ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

(市場リスクの方針)

現在、当行では市場取引のリスク量について、VaR法（分散・共分散法）、BPV法（バースポイントバリュー）の他、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。具体的には、以下の基本ルールに沿って、リスク管理方法の高度化・厳正化に取り組んでおります。

- ・リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、VaR（バリューアットリスク）、BPV（バースポイントバリュー）、ギャップ分析、シミュレーションなどを用いたリスク分析によって計量化し、当行の経営体力に見合うようコントロールする。
- ・バックテスティングやストレステストなどにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に努める。

定量的な開示事項

■自己資本の構成に関する事項 (第2条第3項第1号、第4条第3項第2号)

■連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円)

項目		平成22年度末	平成23年度末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	16,062	16,062
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	11,375	11,375
	利益剰余金	48,418	50,170
	自己株式 (△)	882	1,173
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	505	501
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	2,615	2,808
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額 (△)	—	—
計 (A)	77,083	78,742	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,748	5,720
	一般貸倒引当金	8,454	6,017
	負債性資本調達手段等	20,500	16,500
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	20,500	16,500
計 (B)	34,703	28,237	
うち自己資本への算入額 (B)	31,958	27,900	
控除項目 (注4) (C)	418	434	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	108,623	106,208	
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	834,530	831,134
	オフ・バランス取引等項目	13,016	12,444
	信用リスク・アセットの額 (E)	847,547	843,579
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 $\frac{(G)}{8\%}$ (F)	66,033	65,202
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,282	5,216
計 (E) + (F) (H)	913,581	908,782	
連結自己資本比率 (国内基準) = $\frac{D}{H} \times 100$	11.88%	11.68%	
(参考) Tier 1 比率 = $\frac{A}{H} \times 100$	8.43%	8.66%	

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行なう蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

■自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目		平成22年度末	平成23年度末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	16,062	16,062
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	11,374	11,374
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	14,926	14,926
	その他利益剰余金	32,710	34,435
	その他	—	—
	自己株式 (△)	876	1,167
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	505	501
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額 (△)	—	—
	計 (A)	73,691	75,129
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,748	5,720
	一般貸倒引当金	6,360	3,803
	負債性資本調達手段等	20,500	16,500
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	20,500	16,500
	計	32,608	26,024
うち自己資本への算入額 (B)	31,931	26,024	
控除項目 (注4) (C)	—	—	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	105,623	101,154	
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	832,125	828,882
	オフ・バランス取引等項目	13,016	12,444
	信用リスク・アセットの額 (E)	845,142	841,326
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 $\frac{(G)}{8\%}$ (F)	64,220	63,482
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,137	5,078
計 (E) + (F) (H)	909,362	904,809	
単体自己資本比率（国内基準） = $\frac{D}{H} \times 100$		11.61%	11.17%
(参考) Tier 1 比率 = $\frac{A}{H} \times 100$		8.10%	8.30%

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行なう蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

■自己資本の充実度に関する事項
(第2条第3項第2号、第4条第3項第3号)

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

資産(オン・バランス)項目

(単位:百万円)

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	平成22年度		平成23年度	
		所要自己資本 の額(単体)	所要自己資本 の額(連結)	所要自己資本 の額(単体)	所要自己資本 の額(連結)
1. 現金	0	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	89	89	84	84
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	96	96	163	163
10. 地方三公社向け	20	—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	222	222	122	122
12. 法人等向け	20~100	16,243	16,243	16,029	16,029
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	10,557	10,557	10,688	10,688
14. 抵当権付住宅ローン	35	513	513	483	483
15. 不動産取得等事業向け	100	2,097	2,097	2,236	2,236
16. 三月以上延滞等	50~150	125	125	121	121
17. 取立未済手形	20	1	1	1	1
18. 信用保証協会等による保証付	10	149	149	142	142
19. 株式会社企業再生支援機構による保証付	10	—	—	—	—
20. 出資等	100	886	911	833	859
21. 上記以外	100	2,301	2,372	2,246	2,310
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—
合 計	—	33,285	33,381	33,155	33,245

※ 所要自己資本の額は、資産(オン・バランス)項目の信用リスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準(4%)を乗じて算出しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	掛目 (%)	平成22年度		平成23年度	
		所要自己資本の額 (単体)	所要自己資本の額 (連結)	所要自己資本の額 (単体)	所要自己資本の額 (連結)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	14	14	19	19
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	2	2	2	2
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50 50	117 —	117 —	118 —	118 —
5. N I F又はR U F	50 (75)	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	59	59	28	28
7. 内部格付手法におけるコミットメント	(75)	—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	205	205	236	236
(うち借入金の保証)	100	205	205	236	236
(うち有価証券の保証)	100	—	—	—	—
(うち手形引受)	100	—	—	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—				
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	100	—	—	—	—
控除額 (△)	—				
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	119	119	91	91
カレントエクスポージャー方式	—	119	119	91	91
派生商品	—	119	119	91	91
外為関連取引	—	117	117	90	90
金利関連取引	—	1	1	1	1
金関連取引	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—
貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
標準方式	—	—	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—	—	—
合 計	—	520	520	497	497

※ 所要自己資本の額は、オフ・バランス項目の信用リスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準 (4%) を乗じて算出しております。

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額等
当行では内部格付手法を採用しておりません。

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
当行では内部格付手法を採用しておりません。

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額等
当行では自己資本比率告示第二十五条又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

(単位：百万円)

	平成22年度末		平成23年度末	
	単体	連結	単体	連結
基礎的指標手法	2,568	2,641	2,539	2,608

※ 所要自己資本の額は、オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準適用行の最低基準である4%を乗じて算出しております。

ヘ 自己資本比率及び基本的項目比率

(単位：%)

	平成22年度末		平成23年度末	
	単体	連結	単体	連結
自己資本比率	11.61	11.88	11.17	11.68
基本的項目比率	8.10	8.43	8.30	8.66

ト 総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成22年度末		平成23年度末	
	単体	連結	単体	連結
総所要自己資本額	36,374	36,543	36,192	36,351

■信用リスクに関する次に掲げる事項
(第2条第3項第3号、第4条第3項第4号)

- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分毎の分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

(単位：百万円)

業種名称	エクスポージャーの期末残高	
	平成22年度末	平成23年度末
製造業	151,298	151,658
農業、林業	1,471	1,630
漁業	2,165	2,070
鉱業、採石業、砂利採取業	2,173	2,205
建設業	64,322	61,399
電気・ガス・熱供給・水道業	15,784	14,400
情報通信業	8,851	9,110
運輸業、郵便業	45,301	53,842
卸売業、小売業	156,506	153,911
金融・保険業	306,999	248,540
不動産業、物品賃貸業	149,043	151,345
各種サービス業	217,830	180,887
国・地方公共団体	390,279	501,668
個人	307,158	302,213
その他	221,334	212,012
業種別計	2,040,521	2,046,899

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
三月以上延滞エクスポージャー	8,123	6,336

※ 三月以上延滞エクスポージャーについて、業種別又は取引相手の別に区分しておりません。

(単位：百万円)

残存期間区分	エクスポージャーの期末残高	
	平成22年度末	平成23年度末
1年以下	346,413	294,534
1年超3年以下	211,307	230,292
3年超5年以下	249,053	301,667
5年超7年以下	209,746	192,962
7年超10年以下	293,769	263,140
10年超50年以下	475,246	517,750
期間の定めのないもの	254,986	246,549
残存期間別合計	2,040,521	2,046,899

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
信用リスクに関するエクスポージャー	2,040,521	2,046,899

※ 信用リスクに関するエクスポージャーについて、地域別に区分しておりません。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金の期末残高及び期中の増減額
平成22年度

(単位：百万円)

		平成21年度末		平成22年度末	
		期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	(単体)	7,543	6,360	△ 7,543	6,360
	(連結)	9,436	8,454	△ 9,436	8,454
個別貸倒引当金	(単体)	13,091	4,023	△ 5,352	11,762
	(連結)	14,162		△ 1,476	12,686
特定海外債権引当勘定	(単体)				
	(連結)				
合計	(単体)	20,634	10,383	△ 12,895	18,122
	(連結)	23,598	8,454	△ 10,912	21,140

※ 当期増減額欄の定義

一般貸倒引当金… 洗い替え方式により前期残が減少額、当期残が増加額

個別貸倒引当金… (単体) 増加額は、通年の繰入額を記入 減少額は、通年の目的取崩額と目的外取崩額の合計を記入 (除く、振替分)

(連結) 期中実質繰入額 (増減の純額) を当期増加額あるいは当期減少額の欄に記載しております。

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成21年度末		平成22年度末	
	期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内計	7,543	6,360	△ 7,543	6,360
国外計	—	—	—	—
地域別計	7,543	6,360	△ 7,543	6,360

※ 一般貸倒引当金について、業種別の区分毎の算定を行っておりません。

連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分毎の分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成21年度末		平成22年度末	
	期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内計	13,091	4,023	△ 5,352	11,762
国外計	—	—	—	—
地域別計	13,091	4,023	△ 5,352	11,762
製造業	679	976	△ 461	1,194
農業、林業	—	0	—	0
漁業	—	5	△ 5	—
鉱業、採石業、砂利採取業	45	253	—	298
建設業	1,155	777	△ 559	1,373
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	28	26	△ 5	50
運輸業、郵便業	1,001	263	△ 150	1,113
卸売業、小売業	3,846	581	△ 2,462	1,965
金融・保険業	0	—	△ 0	0
不動産業、物品賃貸業	580	209	△ 95	694
各種サービス業	5,204	906	△ 1,445	4,664
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	430	22	△ 71	381
その他	117	1	△ 94	24
業種別計	13,091	4,023	△ 5,352	11,762

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分毎の分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額
平成23年度

(単位：百万円)

		平成22年度末		平成23年度末	
		期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	(単体)	6,360	3,803	△ 6,360	3,803
	(連結)	8,454	6,017	8,454	6,017
個別貸倒引当金	(単体)	11,762	5,068	△ 4,178	12,652
	(連結)	12,686	708		13,394
特定海外債権引当勘定	(単体)				
	(連結)				
合計	(単体)	18,122	8,872	△10,538	16,456
	(連結)	21,140	6,725	8,454	19,411

※ 当期増減額欄の定義

一般貸倒引当金… 洗い替え方式により前期残が減少額、当期残が増加額

個別貸倒引当金… (単体) 増加額は、通年の繰入額を記入 減少額は、通年の目的取崩額と目的外取崩額の合計を記入 (除く、振替分)

(連結) 期中実質繰入額 (増減の純額) を当期増加額あるいは当期減少額の欄に記載しております。

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成22年度末		平成23年度末	
	期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内計	6,360	3,803	△6,360	3,803
国外計	—	—	—	—
地域別計	6,360	3,803	△6,360	3,803

※ 一般貸倒引当金について、業種別の区分毎の算定を行っておりません。

連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分毎の分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成22年度末		平成23年度末	
	期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内計	11,762	5,068	△4,178	12,652
国外計	—	—	—	—
地域別計	11,762	5,068	△4,178	12,652
製造業	1,194	738	△ 173	1,759
農業、林業	0	—	△ 0	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	298	0	△ 33	265
建設業	1,373	355	△ 344	1,384
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	50	1	△ 4	47
運輸業、郵便業	1,113	23	△ 93	1,043
卸売業、小売業	1,965	1,790	△ 526	3,229
金融・保険業	0	3	△ 0	3
不動産業、物品賃貸業	694	77	△ 184	587
各種サービス業	4,664	263	△2,749	2,178
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	381	956	△ 54	1,283
その他	24	857	△ 13	868
業種別計	11,762	5,068	△4,178	12,652

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分毎の分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成22年度末	平成23年度末
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融・保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
個人	—	0
その他	—	—
業種別計	—	0

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分毎の分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第20条第1項第2号及び第5号又は第43条第1項第2号及び第5号の規定により資本控除した額

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	
	平成22年度	平成23年度
0%	826,364	823,400
10%	83,934	97,539
20%	28,000	15,505
35%	36,692	34,546
50%	324	539
75%	351,919	356,288
100%	538,586	533,844
150%	1,733	1,721
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	1,867,556	1,863,386

※ 上記のエクスポージャーの額は、格付によるリスク・ウェイトの変動を信用リスク削減手法の効果とみなして織り込んでおります。連結と単体の差異が僅少であるため、単体の数値を記載しております。

■信用リスク削減手法に関する事項
(第2条第3項第4号、第4条第3項第5号)

信用リスク削減手法は包括的手法を採用しており、適格金融資産として自行預金と適格債券がございます。適格保証としては、地方公共団体保証等がございます。但し、金額についてはそれぞれを区分して開示することが困難でございます。

**■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
(第2条第3項第5号、第4条第3項第6号)**

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は平成22年度末1,919,959千円、平成23年度末1,449,738千円です。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンとした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成22年度末	平成23年度末
派生商品取引	3,585	2,836
外国為替関連取引及び金関連取引	3,337	2,626
金利関連取引	248	210
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	3,585	2,836

※ 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額は零になります。

ホ 担保の種類別の額

派生商品取引については、担保による信用リスク削減を行っておりません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成22年度末	平成23年度末
派生商品取引	3,585	2,836
外国為替関連取引及び金関連取引	3,337	2,626
金利関連取引	248	210
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	3,585	2,836

※ 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

当行はクレジット・デリバティブの取扱いはございません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行はクレジット・デリバティブの取扱いはございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項 (第2条第3項第6号、第4条第3項第7号)

- イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
 - 資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額
当行は資産譲渡型証券化取引の取扱いはございません。
 - 合成型証券化取引に係る原資産の額
当行は合成型証券化取引の取扱いはございません。
 - (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
 - 当行では当期の証券化実績はございません。
 - (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
当行では証券化を目的として保有している資産はございません。
 - (4) 当期に証券化取引を行なったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行なったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
当行では当期証券化取引を行なっておりません。
 - (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
 - (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
 - (9) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定及び連結自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
当行では再証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (12) 自己資本比率告示附則第十五条及び連結自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
オリジネーターとして保有する証券化取引はございません。
- ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
 - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
 - (3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行が投資家として保有する自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーはございません。
 - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
当行が投資家として保有する再証券化エクスポージャーはございません。
 - (5) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
当行が投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額(自己資本比率告示附則第十五条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)の適用により算出されるリスク・アセット額)はございません。
- ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
 - 資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額
当行は資産譲渡型証券化取引の取扱いはございません。
 - 合成型証券化取引に係る原資産の額
当行は合成型証券化取引の取扱いはございません。
 - (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
当行では証券化を目的として保有している資産はございません。
 - (3) 当期に証券化取引を行なったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行なったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
当行では当期証券化取引を行なっておりません。
 - (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
 - (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
オリジネーターとして保有する証券化取引はございません。

- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
 当行では証券化取引の実績はございません。
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定及び連結自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 当行では証券化エクスポージャーは保有していません。
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
 当行では証券化エクスポージャーは保有していません。

二 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
 当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の
 内訳
 当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーはございません。

■マーケット・リスクに関する事項 (第2条第3項第7号、第4条第3項第8号)

当行では内部モデル方式を採用していません。

■銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項 (第2条第3項第8号、第4条第3項第9号)

イ (連結) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る (連結) 貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの (連結) 貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成22年度末		平成23年度末	
	(連結) 貸借対照表計上額	時価	(連結) 貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの (連結) 貸借対照表計上額	30,827		31,619	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの (連結) 貸借対照表計上額	1,822		1,810	
合計	32,649	32,649	33,430	33,430

※ 自己株式を除く株式について計上しており、ファンドは含まれておりません。子会社・関連会社株式は含まれております。

子会社・関連会社株式の (連結) 貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額	
	平成22年度末	平成23年度末
子会社・子法人等	107	107
関連法人等	6	6
合計	113	113

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
売却損益額	13	2
償却額	805	690

ハ (連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額は平成22年度末6,185百万円、平成23年度末8,038百万円です。

※ ファンドは含まれておりません。

二 (連結) 貸借対照表及び (連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

保有目的	平成22年度末			平成23年度末		
	償却原価	時価	評価損益	償却原価	時価	評価損益
その他有価証券	—	—	—	—	—	—
子会社株式又は関連会社株式	—	—	—	—	—	—
満期保有	—	—	—	—	—	—

※ 自己株式を除く株式について計上しており、ファンドは含まれておりません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第十八条第一項第一号及び連結自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的な項目に算入した額
当行は海外に営業拠点を有していません。

ヘ 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

当行では内部格付手法を採用していません。

■信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー額 (第2条第3項第9号、第4条第3項第10号)

当行では内部格付手法を採用していません。

■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額 (第2条第3項第10号、第4条第3項第11号)

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
金利ショックに対する経済価値の増減額 VaR 信頼区間99%：保有期間60日（外貨：20日）：観測期間5年	6,262	4,704

※ 連結と単体の差異は僅少である為、単体の数値を記載しております。

※ コア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金）について内部モデルを使用し、金利リスクの計測を行っております。

■連結の範囲に関する事項 (第4条第2項第1号)

イ 自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は3社です。

名 称	主要な業務の内容
佐銀ビジネスサービス株式会社	・ 当行の文書、用度品の配送 ・ 労働者派遣業務
佐銀コンピュータサービス株式会社	・ コンピュータによる情報処理等のサービス業務
佐銀信用保証株式会社	・ 住宅及び消費者ローンの保証業務

ハ 自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等は該当ありません。

ニ 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

ホ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。）第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第十二号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社は該当ありません。

ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結子会社3社において、債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行なっていません。

■自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 (第4条第3項第1号)

該当ありません。

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

③「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人であります。

なお、当行の連結子法人で、主要な連結子法人等に該当する連結子法人はございません。

④「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

⑤「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等により損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別配分については、監査役の協議に一任されております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成23年4月～平成24年3月)
取締役会	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

当行では、「対象役員」の役員報酬等に関する方針を定めておりません。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

区分	人数 (人)	報酬等の 総額	固定報酬 の総額				変動報酬 の総額	基本報酬			退職 慰労金	その他
			基本報酬	株式 報酬型 ストック オプション	その他	基本報酬		賞与	その他			
対象役員 (除く社外 役員)	11	209	133	133	—	—	—	—	—	—	76	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は19百万円であります。

2. 「退職慰労金」は、当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金（取締役67百万円、監査役6百万円）に、平成23年6月29日開催の第82期定時株主総会決議に基づき支払った役員退職慰労金から、過年度に繰り入れた役員退職慰労引当金を除いた額（取締役2百万円）を加えたものであります。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。